

北海道環境基本条例
平成8年10月14日
条例第37号

改正 平成11年12月17日条例第59号 平成21年3月31日条例第15号
〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第1条による改正〕
〔北海道条例の整備に関する条例第27条による改正〕
北海道環境基本条例をここに公布する。

北海道環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第11条—第29条）

第4節 地球環境保全のための施策（第30条・第31条）

附則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済構造の在り方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成11年条例59号〕

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第5条 削除

削除〔平成11年条例59号〕

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(道民の責務)

第7条 道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

(環境への配慮等)

第11条 道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

2 道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。

3 知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第13条 道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

2 道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助成の措置等）

第14条 道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

（良好な環境の保全に関する施設の整備等）

第15条 道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第16条 道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

（野生生物の保護管理）

第17条 道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第18条 道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（身近な緑や水辺との触れ合いづくり等）

第20条 道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第21条 道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第22条 道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第23条 道は、第21条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第24条 道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（試験研究体制の整備等）

第25条 道は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）

第26条 道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（道民の意見の反映）

第27条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第28条 道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に

連携して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第29条 道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 地球環境保全のための施策

（地球環境保全のための行動の促進）

第30条 道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

（地球環境保全のための国際協力）

第31条 道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項及び附則第2項（北海道公害防止条例第16条の改正規定に限る。）の規定は、平成9年4月1日から施行する。

（北海道公害防止条例の一部改正）

2 北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道環境影響評価条例の一部改正）

3 北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道自然環境等保全条例の一部改正）

4 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（検討）

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附則（平成11年12月17日条例第59号）

〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）